

第四十回国会 衆議院 商工委員會議録 第六号

昭和三十七年二月九日（金曜日）

午前十一時三十九分開議

出席委員

委員長 早稲田幸三郎君

理事内田 常雄君 理事岡本 茂君

理事中村 幸八君 理事板川 正吾君

理事田中 武夫君 理事松平 忠久君

理事浦野 幸男君 理事小沢 辰男君

理事海部 俊樹君 理事神田 博君

理事齋藤 憲三君 理事首藤 新八君

理事中垣 國男君 理事野田 武夫君

理事原田 憲君 理事村上 勇君

理事小林 ちづ君 理事中村 重光君

理事西村 力弥君 理事山ロソヅニ君

理事伊藤卯四郎君

出席國務大臣

通商産業大臣 佐藤 榮作君

國務大臣 藤山愛一郎君

出席政府委員

總理府事務官 坂根 哲夫君

（公正取引委員 會事務局長）

經濟企画 菅 太郎君

政務次官 中野 正一君

總理府事務官 整局長

（經濟企画庁調 査局長）

通商産業事務官 塚本 敏夫君

（大臣官房長）

通商産業事務官 今井 善衛君

（通商局長）

委員外の出席者

總理府事務官 小沼 亨君

（公正取引委員 會經濟部長）

本日の會議に付した案件

新産業都市建設促進法案（内閣提出）

第五号）

通商産業の基本施策に関する件

經濟總合計画に関する件

私的独占の禁止及び公正取引に関する件

○早稲田委員長 これより會議を開きます。

去る六日に當委員會に付託されまし

た新産業都市建設促進法案を議題とい

たします。

新産業都市建設促進法案

（目的）

第一条 この法律は、大都市におけ

る人口及び産業の過度の集中を防

止し、並びに地域格差の是正を図

るため、産業の立地条件及び都市施

設を整備することにより、その地方

の開発発展の中心となるべき新産

業都市の建設を促進し、もつて国土

の均衡ある開発発展及び國民經濟

の発達に資することを目的とする。

（区域の指定の申請）

第二条 都道府県知事は、新産業都

市の区域の指定を受けようとする

ときは、あらかじめ関係市町村長

に協議するとともに、申請書に政

令で定める事項を記載した書類を

添附し、これを内閣總理大臣に提

出しなければならぬ。

2 前項の申請については當該都道

府県の議會の議決を、同項の協議

については當該市町村の議會の議

決を経なければならぬ。

（区域の指定）

第三条 前条第一項の申請書の提出

があつたときは、内閣總理大臣

は、當該申請書の写しを經濟企画

庁長官、農林大臣、通商産業大臣、

運輸大臣、建設大臣及び自治大臣

（北海道の区域内又は首都圏整備

法（昭和三十一年法律第八十三号）

第二条第一項の規定による首都圏

の地域内（以下「首都圏の地域内」

という）に係るものにあつては、

北海道開発庁長官又は首都圏整備

委員會を含む。以下同じ。）その他

関係行政機関の長に送付するもの

とする。

2 經濟企画庁長官、農林大臣、通

商産業大臣、運輸大臣、建設大臣

及び自治大臣は、前項の規定によ

り申請書の写しの送付を受けた場

合において、第一条の目的を達成

するため必要があると認められる

ときは、協議により、當該区域を

新産業都市の区域として指定すべ

きことを内閣總理大臣に要請する

ものとする。

3 前項の要請をしようとするとき

は、經濟企画庁長官は、関係行政

機関の長に協議しなければなら

ない。

4 内閣總理大臣は、第二項の要請

に基づき、新産業都市建設審議會

の議を経て、當該区域を新産業都

市の区域として指定することがで

きる。

第四条 經濟企画庁長官、農林大臣、

通商産業大臣、運輸大臣、建設大

臣及び自治大臣は、第二条第一項

の申請がない場合において、第一

条の目的を達成するため必要があ

ると認められるときは、協議によ

り、新産業都市の区域を指定すべ

きことを内閣總理大臣に要請する

ものとする。

2 前項の要請をしようとするとき

は、經濟企画庁長官は、関係行政

機関の長に協議するとともに、関

係都道府県知事の同意を得なけれ

ばならぬ。

3 内閣總理大臣は、第一項の要請

に基づき、新産業都市建設審議會

の議を経て、當該区域を新産業都

市の区域として指定することがで

きる。

4 都道府県知事は、第二項の同意

をしようとするときは、あらかじ

め関係市町村長に協議しなければ

ならぬ。

5 第二条第二項の規定は、第二項

の同意及び前項の協議について準

用する。

（区域の指定の要件）

第五条 新産業都市の区域の指定

（以下「区域の指定」という）は、

次の各号に掲げる要件を備えてい

る区域で、その区域に将来大規模

な産業都市が形成される可能性を

有すると認められるものについて

行なわなければならない。

一 新産業都市の建設が総合的に

行なわれる自然的及び社会的条

件を備えていること。

二 相当規模の工場用地及び住宅

用地の確保が容易であること。

三 相当量の工業用水及び水道用

水の確保が容易であること。

四 道路、鉄道、港湾等による輸

送が便利であり、かつ、これらの

施設の整備が容易であること。

五 洪水、高潮、地盤沈下等によ

る災害の発生のおそれが少ない

こと。

2 区域の指定は、国土総合開発法

（昭和二十五年法律第二百五号）第

七条の規定による全国総合開発計

画（北海道の区域にあつては、全

国総合開発計画及び北海道開発法

（昭和二十五年法律第二百六号）

第二条の規定による北海道総合開

発計画）に適合するものでなけれ

ばならぬ。

3 区域の指定は、工場の立地計画

がすでに進行し、産業の立地条件

及び都市施設の整備が緊急に必要

である区域から順次しなければな

らぬ。

4 区域の指定は、第九条の規定に

より行なう調査及びその他の政府

が行なう工場立地その他のに関する

調査（国の補助金を受けて地方公

共団体が行なう調査を含む）の結

果に基づいてしなければならない

(建設基本方針の指示)

- 第六条 経済企画庁長官、農林大臣、通商産業大臣、運輸大臣、建設大臣及び自治大臣は、第三條第二項及び第四條第一項の要請をするときは、協議により、当該新産業都市に係る新産業都市の建設に関する基本方針(以下「建設基本方針」という。)を決定すべきことを内閣総理大臣に要請するものとする。
- 2 前項の要請をしようとするときは、経済企画庁長官は、関係行政機関の長に協議しなければならぬ。
- 3 内閣総理大臣は、第一項の要請に基づき、新産業都市建設審議会の議を経て、当該新産業都市に係る建設基本方針を決定し、これを関係都道府県知事に指示するものとする。
- 4 建設基本方針として定めるべき事項は、政令で定める。
- 5 前条第二項及び第四項の規定は、建設基本方針の決定について準用する。
- (公示)
- 第七條 内閣総理大臣は、区域の指定をするときは、その旨及び当該区域を官報で公示しなければならない。
- (区域の変更等)
- 第八條 内閣総理大臣は、関係都道府県知事の申請に基づき、新産業都市の区域を変更し、又はその指定を解除することができる。この場合においては、第二條、第三條及び第五條から前条までの規定を準用する。
- 2 前項に定める場合のほか、経済

- 企画庁長官、農林大臣、通商産業大臣、運輸大臣、建設大臣及び自治大臣が、新産業都市の区域の一部又は全部が第五條第一項に定める区域の指定の要件を欠くに至つたと認められるときは、又は新産業都市の建設の目的が達成されたと認められるときは、協議により、当該区域を変更し、又はその指定を解除すべきことを内閣総理大臣に要請するものとする。
- 3 前項の要請をしようとするときは、経済企画庁長官は、関係行政機関の長に協議するとともに、関係都道府県知事の意見をきかなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、第二項の要請に基づき、新産業都市建設審議会の議を経て、新産業都市の区域を変更し、又はその指定を解除するものとする。
- 5 第五條第四項、第六條及び前條の規定は、前項の規定による新産業都市の区域の変更又はその指定の解除について準用する。
- (基礎調査)
- 第九條 政府は、区域の指定及び建設基本方針の指示のため必要な基礎調査を行なわなければならない。
- (建設基本計画の承認)
- 第十條 区域の指定があつたときは、関係都道府県知事は、第六條第三項の規定により指示された当該新産業都市に係る建設基本方針に基づき、新産業都市建設協議会の意見をきいて、当該新産業都市に係る新産業都市建設基本計画(以下「建設基本計画」という。)を作成し、政令の定めるところによ

- り、内閣総理大臣に承認を申請しなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。
- 2 内閣総理大臣は、前項の建設基本計画が適当なものであると認められるときは、これを承認するものとする。ただし、当該建設基本計画に係る区域が北海道の区域内又は首都圏の地域内にあるものであるときは、第四項の規定による經由に際し、北海道開発庁長官又は首都圏整備委員会が当該建設基本計画の承認をすべき旨の意見を付したときに限るものとする。
- 3 内閣総理大臣は、前項の規定により建設基本計画を承認しようとするときは、新産業都市建設審議会の意見をきくとともに、経済企画庁長官、農林大臣、通商産業大臣、運輸大臣、建設大臣及び自治大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 都道府県知事が第一項の申請をしようとする場合において、当該建設基本計画に係る区域が北海道の区域内又は首都圏の地域内にあるものであるときは、北海道開発庁長官又は首都圏整備委員会を経由しなければならない。
- (建設基本計画の内容)
- 第十一條 建設基本計画には、第一号から第四号までに掲げる事項の大綱及び第五号に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 工業開発の目標
- 二 人口の規模及び労働力の需給
- 三 土地利用
- 四 次に掲げる施設の整備
- イ 工場用地

- ロ 住宅及び住宅用地
- ハ 工業用水道
- ニ 道路、鉄道、港湾等の輸送施設
- ホ 水道及び下水道
- ヘ その他政令で定める主要な施設
- 五 前号に掲げる施設の整備のために必要な経費の概算
- (新産業都市建設審議会)
- 第十二條 この法律及び低開発地域工業開発促進法(昭和三十六年法律第二百十六号)によりその権限に属せしめられる事項を処理させるため、総理府に、附属機関として、新産業都市建設審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、新産業都市の建設の促進に関する重要事項について調査審議する。
- 3 審議会は、新産業都市の建設の促進に関する重要事項について、必要があるとき、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。
- 第十三條 審議会は、委員十五人以上で組織する。
- 2 委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 審議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。
- 6 会長は、会務を総理する。会長

- に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 7 専門の事項を調査するため必要があるときは、審議会に、専門委員を置くことができる。
- 8 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 9 特定の低開発地域に関する事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に、特別委員を置くことができる。
- 10 特別委員は、当該事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 11 特別委員は、当該事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 12 委員、専門委員及び特別委員は、非常勤とする。
- 第十四條 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 第十五條 前三條に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項並びに審議会の庶務を処理する機関は、政令で定める。
- (新産業都市建設協議会)
- 第十六條 区域の指定があつたときは、当該区域の属する都道府県に、当該新産業都市に係る建設基本計画の作成及びその建設の促進に関する重要事項について調査審議するため、新産業都市建設協議会

- (以下「協議会」という。)を置く。
- 協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
 - 会長は、都道府県知事をもつて充てる。
 - 会長は、会務を総理する。会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
 - 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。
 - 政令で定める国の地方支分部局で当該新産業都市の区域を管轄するものの長又はその指名する職員
 - 関係市町村長及び関係港湾管理者の長
 - 学識経験のある者のうちから都道府県知事が任命する者
 - 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。(施設の整備等)
- 第十七条 国及び地方公共団体(港務局を含む。以下第十九条において同じ。)は、建設基本計画を達成するために必要な工場用地、住宅及び住宅用地、工業用水道、道路、鉄道、港湾等の輸送施設、水道及び下水道その他の施設の整備の促進に努めなければならない。
- 第十八条 国の行政機関の長、都道府県知事又は港湾管理者の長は、新産業都市の区域内の土地を、建設基本計画を達成するために必要な工場用地、住宅用地、工業用水道、道路、鉄道、港湾等の輸送施設並びに水道及び下水道の用に供するため、公有水面埋立法(大正

十年法律第五十七号)、農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、新産業都市の建設が促進されるよう配慮するものとする。

(地方債についての配慮)

第十九条 地方公共団体が建設基本計画を達成するために必要な事業に要する経費に充てるために起す地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。(資金の確保)

第二十条 国及び地方公共団体は、建設基本計画に適合し、新産業都市の建設の促進に寄与すると認められる製造事業、運輸事業等の事業を営む者が、新産業都市の区域内において行なう工場、事業場その他の施設の建設若しくは増設又はこれらの施設の用に供する土地の取得若しくは造成に要する経費に充てるために必要な資金の確保に努めなければならない。

(地方税の不均一課税に伴う措置)

第二十一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六条の規定により、政令で定める地方公共団体が、新産業都市の区域内において製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、その事業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地の取得に對する不動産取得税又はその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る工場用の建設若しくはその敷地である土地に対する固定資

産税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が政令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法(昭和二十五年法律第二十一号)第十四条の規定における当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度の減収額(固定資産税に關するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がなされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。)のうち自治省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度(これらの措置が自治省令で定める日以後において行なわれたときは、当該減収額に對して当該各年度の翌年度)における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

(関係市町村の規模の適正化等)

第二十二条 新産業都市の一体的な建設を促進するため、新産業都市の区域の一部をその区域とする市町村(以下「関係市町村」という。)は、市町村合併(関係市町村の廃置分合で市町村の数の減少を伴うものをいう。以下同じ。)によりその規模の適正化並びにその組織及び運営の合理化に資するよう配慮しなければならない。

2 都道府県知事は、関係市町村の廃置分合又は関係市町村とこれに隣接する関係市町村以外の市町村との廃置分合若しくは境界変更の処分をしようとするときは、あらかじめ自治大臣に協議しなければならない。

第二十三条 市町村合併に際し、次の各号に掲げる事項については、当該各号の定めるところにより、町村合併促進法(昭和二十八年法律第二十五号)又は新市町村建設促進法(昭和三十一年法律第六十四号)の当該規定の例による。ただし、町村合併促進法第九條第一項第一号中「一箇年」とあるのは「二箇年」と、第九條の三第一項中「三十をこえず十五を下らない範囲」とあるのは「八十をこえず十を下らない範囲」と、「十五」とあるのは「四十」と、第十一條の五中「郡」とあるのは「郡市」と、「公職選挙法第十五條第一項及び第二項」とあるのは「公職選挙法第十五條第一項から第三項まで」と、第二十條の二中「十箇年」とあるのは「五箇年」とする。

- 関係市町村の議会の議員の任期及び定数
 - 農業委員会の委員任期及び定数
 - 都道府県の議会の議員の選挙区
 - 一部事務組合等
 - 国の財政援助
 - 地方税の不均一課税
 - 地方交付税の算定
- 第二十四条 市町村合併により衆議院議員の二以上の選挙区にわたつて市町村の境界の変更があることとなつたときは、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第十三条及び同法別表第一の規定にかかわらず、同法別表第一が当該市町村の境界の変更が行なわれた日以後最初に更正されるまでの間、なお従前の選挙区による。
- 2 前項の規定により従前の選挙区によることとした場合において、公職選挙法第十八條第一項の規定にかかわらず、選挙区の区域により市町村の区域を分けて教團

項中「三十をこえず十五を下らない範囲」とあるのは「八十をこえず十を下らない範囲」と、「十五」とあるのは「四十」と、第十一條の五中「郡」とあるのは「郡市」と、「公職選挙法第十五條第一項及び第二項」とあるのは「公職選挙法第十五條第一項から第三項まで」と、第二十條の二中「十箇年」とあるのは「五箇年」とする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(総理府設置法の一部改正)

第二条 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第十五條第一項の表中低開発地域工業開発審議会の項を次のように改める。

新産業都市建設
審議
会
新産業都市建設促進法(昭和三十一年法律第百六十六号)及び低開発地域工業開発促進法(昭和三十一年法律第百六十六号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと

ろいなる条件が折り重なって形成されるというのをまず前提として申し上げておきたいと思ひます。そこで、消費者物価の中でやはり一番大きな数字になりますのは生鮮食料品ということになるかと思ひます。これは集中豪雨がありまして、その他の気候的条件の関係から見まして著しく予想よりも騰貴をして参ったのでございまして、このように季節的な影響、あるいは気候的な変動によって一度上がりましたものは、その影響がなくなりまして、なかなか低下しにくいのであります。

それからもう一つは、やはり住宅費等が相当高騰いたしてきておるのでございまして、その点がやはり非常に大きな要素になっておる様に思ひます。住宅問題というのは、いろいろ面から来ておることは申すまでもないのでありまして、住宅の高騰につきましても、原因から申しますれば、いろいろ原因が総合されて出てきておると思ひます。要はそれらの騰貴の背後に異常な経済活動の高進ということが裏づけされておることは申すまでもないのでございまして、それはつまり労働力の移動等が必ずしも円滑にいかんかった結果、部分的な労働力の不足というところのために労働賃金が著しく高騰を見たという関係もございまして、そういうことが総合されておるという結果になったのではないかとこのように考へております。

○板川委員 昨午政府が一・一%というところを見通しとして発表された際には、とにかくそういう住宅の関係とか、あるいは経済の異常な発展の状況とかいふのは、これはまあ一つの計算

に入つておつたと思ふのです。それが一・一%が一・二%になったとか、あるいは二%になったとか、そう大差のない狂いならば、そういったことが私は言いわけになると思ひます。しかし一・一%が六%にもなり、前年同月に比較するならば九%も上がった、こういうことになると、これはどうもあまり遠い過ぎるのではないかと。そこに政府の施策としてどうも国民生活、消費者生活というものをあまり軽視して、従来の政治のあり方が、要するに生産を上げる資本家の方向ばかり向いておつて、国民生活の方面に政治の中心の目が無い。こういうところに大きな違いがでたんじゃないかと思ふのですが、外国では、五%も上がると、とにかく内閣が責任を負つて総辭職をしなくちゃいかぬ、こういうような国民世論が盛り上がり、責任追及という声が当然起つてくるというところが新閣等では伝えられておる。これはもう政府として、この物価値上りに對して重大な責任を感じるべきだと思ふのですが、この点は大臣どう考へておられますか。

○藤山國務大臣 経済計画を策定します場合に、万般の注意をいたしまして、そして経済の現実に即してそれを調整して参らなければならぬことは当然のこととございまして、従いまして、そういう意味において諸般の施策が経済計画とともに並行して参らなければならぬのでございまして、昨午の計画当初におきます予想が著しく違つたことについては、私どもも実はまことに遺憾に思つてございまして、御指摘のように、経済の発展段階におきまして、常識上考へて、安定的な成長をする場合に、労働力の問題もござい

すから、一・五%以内ならばまあいいだろうというのが常識じゃないかと思ひますが、それ以上に著しく高騰して参りましたことについては、相当重要な問題だと私も考へるわけでございまして。従つて、本年度としては、この問題にしても、十分な取り組みをいたしまして、そしてやつて参らなければならぬのであります。むしろ政治の要諦は、終局的に国民生活の安定と改善向上にあるわけで、産業の発達といふことの必要性もそこから来るともいえるわけでございまして、そういう面からいへば、われわれさらに一そういう物価問題については注意をして参らなければならぬ、こう考へておるわけでございまして。

○板川委員 池田さんは、物価の問題に触れると、あまり責任を感じないで、長い目で見てくれ、こう言つて逃げておるのです。これはどうも国民の目をこまかすもので、政治家として良心がない、私はこう思ふのです。大臣はしばしばこの所信表明の中で、消費者物価対策連絡協議会を今後もう一活用して、消費者物価の引き下げに努力をすると言はれる。消費者物価対策連絡協議会というのは、経済企画庁に設置されて、物価の値上げを防止するのだというところで作られたようでありまして。昨午も多分これと同じ文句が書いてあつた。私があまり皮肉なものです。から注意したのですが、またことしも、消費者物価対策連絡協議会を今後とも一そう活用してと言はれた。活用した結果、物価がつかつてない値上がりをしたのはどういふことなんでしょうか。

○藤山國務大臣 御承知の通り、企画庁に、物価問題を扱います、またこれを十分注意して参らなければならぬために、各省の物価関係の方々に集まつていただきまして、企画庁の次官が中心になりまして、この連絡協議会を作つておるわけでございまして。そこで前長官も十分これを活用されたと思ひますし、私どももまた十分これを活用して参らなければならぬので、最近では各省の調整をやりまして、たゞいまは総合的な物価安定の対策といふものをこの連絡協議会で考へてもらいたい、そしてそれをさらに総合的に閣議等において審議しようということ、十分これを活用して、そして各省間の連絡協議会をやり、また実施部面における促進をはかつていきたい、こういうふうな存じておるのであります。そこでそういうことも申したのであります。

○板川委員 これは、今後は——今後とも、じゃないですね。今後は一そう活用していくというなら話はわかるのですが、今後とも、というやうなことを書くと、ちょっと一言皮肉を言いたくなるのです。今までどういふやうな活動をしたのか、それを伺いたたいのです。

それと、もう一つは、今後の三十七年度の物価値上りについて、政府が出された資料によりますと、ことしは二・八%消費物価が上がる、こういう計算をされております。この二・八%がどういふ計算に基づいて出されたのか説明を、後日これは一つ資料で出してもらいたい、こう思ひます。

○藤山國務大臣 二・八%の、出ました数字につきましては、調整局長から御説明申し上げます。今の御質問の消

そのつもりで消費物価を押えてもらいたい、こう思いませう。いかででしょう。

○藤山國務大臣 本年度の消費物価の高騰は、私は一つの最大の問題だと思ひます。特に企画庁としてはこれに大きな関心を持たざるを得ないのでございます。従つて、予想される数字というものの通りいくかどうかということについては、これはお話のように企画庁として最大の努力をしなければ、ほつとしてこういくというのではございません。従つて、われわれとしては、本年度の三月末と申しますか、横ばいというところに押えられるような政策を最大限に集中していくということを考えておるのでございまして、物価問題は広範な原因要素がございますから、なかなかむずかしい問題だとは思ひますけれども、そういう気魄で取り組んでいきたい、こう考えております。

○板川委員 横ばいで、多少の上がり下がり文句を言うのではないのです。上がりつぱなしでずっといくような状態になつておつたら、私は政治的な問題になるだろう、こう思ひます。

それから、昨年の状況を見てみますと、物価の値上がりの中には、いわゆる値上がりムードをあつた関係があります。池田さんの思想あるいは下村さんの考え方、これはある程度消費物価が上がつて——まあ物価というのは当然値上りする要求を持つておりますから、ある程度上がることは政府も認めておるのだということになれば、いわゆる値上がりムードというのが出てくるのです。上げないのだといつて押えておることによつても上が

料の在庫の積み出しがあったのじゃないかとかとわれわれは推定しております。今長官が言われましたが、十二月のL Cが一昨年十二月に比べて一五%ダウンになっております。そういうことから、輸入が一―三月に少し減ってくるのじゃないかということが予想されますが、その間に在庫がある程度食いつぶすのじゃないかというふうに見えております。これはいろいろ日銀あたりでは少し意見が違ふようでありまして。一億ドルは一―三月の間に食いつぶして、一億ドルぐらいを三十七年度に繰り越すのじゃないか、その繰り越したものを、大体上期一ぱいくらいで食いつぶすのじゃないかというふうな感じを持っております。そうしますと、これは結局どういうことになるかといひますと、一億ドル要するに食ひ

つぶすわけですから、三十六年から三十七年にかけては、消費はかりに同じだとすれば、二億ドルは、一億ドル積みまして、その一億ドルを食ってしまいうわけですから、輸入の水準からいくと二億ドル少なくとも減るという計算になってくるわけがあります。ただ、そう申しましても、生産が一―三月

にかけて企画庁の事務当局で見えておるようにある程度落ちてくる——これは十二月が一九％程度十一月より落ちましたけれども、その線くらいで一——

三月から五、六月にかけて生産が落ちるということを前提にして、輸入は減ってくるということを考えておりますので、その生産が減ってこないということになる、これは日銀筋が言っているように、四月、五月くらいで在庫を食いつぶしてしまうのじゃないかという心配は企画庁としてもいたして

おりますから、その関係で、現在の引き締め基調というものは大いに続けないかなければならぬ、樂觀的な見方はいけないということを企画庁としても申し上げておるわけでございます。

○板川委員 一つ当面あまり経済活動を活発にしないで、在庫の食いっつきはしないほしい、こういうようなことになりますと、これはやはり今度は輸出物価に響いて、輸出の方に響いてくるんじゃないかという感じがします。輸出が思ったように伸びないんじゃないかという感じがしますが、しかし、これは当面心配ないというようでありますが、いまい少しわれわれも情勢を見ていきたいと思います。

○田中(武)委員 ちよつとタイミングがはずれたのですが、通産大臣が中座しておられたので、おくれておったのです。先ほどの板川委員の物価についての質問に関連をいたしましてお伺いしたいのですが、どうも質疑応答を聞いておりましたが、よくわからないのです。そこでどんぴしゃお伺いしたいのです。

消費者物価対策連絡協議会というのは、一体今まで何をやっていったのか、今後何をやるかとするのか、メンバーはどういうメンバーで構成されておるか。もう一つは、去年の当委員会においても、この問題を私はやかましく言ったのですが、消費者行政、消費者の立場に立つての行政を専断しておるのは何省であるか、今後それに対してどう考えておるか、何か今度局を設けるとか聞いておりますが、それはどういう立場からやろうとしておるか。

もう一つは、公正取引委員会をだんだんまます扱いにしてきた。こういう

点は先ほど板川委員が指摘いたしました。その通りであります。やはり消費者行政、物価、こういうふうな点から公正取引委員会の果たす役割は大きいと思うのです。しかるに、聞くところによると、通産大臣は独禁法をさらに骨抜きにするための改正を考えておる、こういうことを聞いております。一つ通産大臣の気持といえますか、考えを伺いたい、こう思います。

○中野(正)政府委員 お答え申し上げます。ちよつと手元に資料がございませんで、消費者物価対策連絡協議会の構成メンバーの正確なあれは覚えておりませんが、農林省、通産省、公正取引委員会、大蔵省、郵政省、厚生省、労働省、運輸省等の関係の担当の局長をもってメンバーとしております。それから会長は私の方の事務次官がしております。

○田中(武)委員 今まで何をやっておったのか。

○中野(正)政府委員 これは先ほどもちよつと申し上げましたが、連絡協議会で要するに消費者物価の動向等を私の方から説明いたしまして、そうして各省からそれぞれ担当の、たとえば農林省では食料品の価格安定についてどういうことをやっておるか、今後の見通しはどうかというのを説明していただきたまいて、それに対して関係のところがいろいろ質問を協議をして、こういう点についてはもう少し農林省はやつてもらいたい、先ほど申し上げましたように、最近の野菜の値上がり等が非常に深刻に影響して、一般家庭にも迷惑をかけておる、これは生産者の価格をそれほど上げていないのに、

未端の価格は上がっているじゃないかというところもわれわれの方で指摘いたしまして、それによつて農林省が、もちろんこれは農林大臣が決意されたことであるが、流通機構の整備ということに本格的に農林省が乗り出したわけでございます。そういうふうな、たとえば通産省でも今度間接税を下げるというときに、その分を小売価格に反映させてくれというふうなことを、この連絡協議会を通じて企画庁として要望し、またその要望に対して通産省としてどういう手を打ったかということ

を説明していただいております。○佐藤國務大臣 消費者のめんどろをだれが見るかという問題が一つ、これは申すまでもなく、私も産業官庁だといわれておりますが、同時に消費者の利益も確保する、そういう立場でそれぞれの行政を指導しておるわけでありま。これは非常な誤解があるのじゃないかと思ひます。たとえば、企業本位即経営者本位あるいは資本擁護、こういう考え方も持たれるし、消費者が労働者の次に考えられておる、こういうひがみもあるようでありま。申すまでもなく、産業の目的とするところは、最終受益者にその利益を提供するというにあるのだと思ひます。そういうことに労使とも徹底しないと、十分の目的を達しないだらう、これが一つの問題であります。

それで、もう少し具体的に申せば、産業の合理化を進めた場合に、その合理化の利益を労使双方だけで分けるのではなくて、それがどういう割合になるかは別として、やはり消費者にその合理化の効果が及ぶように考えてい

く。これは少し例がどうかと思ひますが、過去において、自動車が非常に安くなる、あるいはトランジスターが安くなる、テレビが安くなる、電気洗たく機が安くなる、こういう事例は、たゞいま申しますように、はつきり良質低価のものを提供する、消費者の利益をはかる、こういう意味の産業指導、これを実際やっておるわけであります。

それからもう一つは、直接消費者の保護の立場に立つて、最近の誇大広告等が時に選択を誤らせる、こういうような危険がございしますので、広告の分野についてもどうも通産省の所管のようでありま。いづゆる家庭用品等についての規格制度を設けて表示するとか、あるいは消費者組合を設け、消費者協会を設けて、消費者協会自身の活動によつて消費者の選択が正鵠を得るよう指導するとか、いろいろ問題があると思ひます。大体そういう方向で指導しておりますので、御指摘の点には沿つておるのじゃないかと思ひます。なお不足の分は、もちろん現在で十分とは申せませんが、一そうそういう方向で努力して参るつもりであります。

もう一つのお尋ねの、独禁法を改悪し、そうして別の方向に行くのじゃないかというお話でございますが、過日予算委員会において、独禁法を改正する意思ありやいなやということ、社会党のどなたから質問を受けまして、私はそのときに明確にお答えしたのであります。独禁法はいわば経済の憲法みたいな基礎法律なのだ、従つてこれを簡単に改正する考えはございませんとはつきり申し上げました。ただ、最

近の経済構造の変化なり、あるいは今後の伸展等いろいろ事情が変わつてくるでしょう。そういう場合に、独禁法というものが本来の産業の育成強化に役立つように考えなければならぬと思ひますが、しばらく実情の推移を見なさいと、この独禁法をいかにすべきかというのを口にするべきでない、かやうに実は明確に申し上げておりますので、改悪など計画してないかというところで、一つお取り消しを願ひたいと思ひます。

○田中(武)委員 幸い次期総裁あるいは総理と見られるお二人がおられるわけでありま。そこでもう一つ確かめておきたいのです。

まず第一に、消費者物価対策連絡協議会というものは、先ほどの説明を聞いておると、まさにその名の通り連絡協議にすぎない。何らかここで強力な措置をするように、こゝ自体がやるということはどうかと思ひますが、もつと力を持たせる。そのためには、今までのメンバーと違つたメンバーを入れる必要があるのじゃないか。従つて、ただ連絡協議で、お前のところの管轄の物価がどうなのだから何か考えてもらいたい、それはこういうわけだ、こういう程度のことしかやつていないと思ひます。だから、これをもつと強くさすような方向をとつてもらうことが一つ。

もう一つは、今度家庭用品品質表示法案が出されることを承知いたしております。しかし、たとえば、これは名がそうであるからといって、今通産大臣が言われたようにひがんではいないのではありませんか、やはり通産省というところは生産を見ておる。しかも家庭用

品は先ほど板川委員が指摘いたしました。その通りであります。やはり消費者行政、物価、こういうふうな点から公正取引委員会の果たす役割は大きいと思うのです。しかるに、聞くところによると、通産大臣は独禁法をさらに骨抜きにするための改正を考えておる、こういうことを聞いております。一つ通産大臣の気持といえますか、考えを伺いたい、こう思います。

品質表示法案等は企業局が作っておる。やはり企業という立場からそのことに走っておると思うのです。従って専門の省まではどうかと思いますが、外国にはそういう例もあらうと思いますが、国民生活省とかなくとも専門に物価並びに消費者の立場から立つて行政をやる、こういうことを一つ考えてもらいたい。

それからもう一つは、独禁法のことです。ありますが、今、佐藤大臣は明確に、そういうことは今考えていない、こういうふうにおっしゃっておるのですが、たとえばセメント業界の今やっていること、こういうことは明らかに独禁法から見ても疑問があります。しかし大臣は、これに対して、むしろいいじゃないかというふうな考え方をいつか言われたことがあると思うのです。そういうような行政指導の面において独禁法をやまものにする、あるいは行政指導によって独禁法を免れるといったようなことが行なわれていることも事実なんです。そういう点について、今後はもっとはっきりしてもらいたい、こういうことを要望いたしておきます。

○板川委員 両大臣に伺いたいのですが、ことしの今後の経済的な見通しは、特に貿易関係で輸出が四十七億ドル、輸入が四十八億ドル、この程度でどうしても押えない、そうでないと、これはまた国際収支の悪化、あるいは輸入がふえれば、さらに経済の過熱と、こういうことになって参ると思うのです。問題は、輸入を押えることはいろいろ国内的な手があつてやればできるのですが、問題は輸出にあると思

うのです。輸出が四十七億ドルの目標を達成するということは、私はなかなか容易なことじゃないだらう、こう思うのですが、この政府の資料によつてもわかりませんが、昭和三十六年度の輸出は、四十一億ドルでございまして、これは為替ベースの計算でございまして、通関ベースですと四十三億五千万ドル、これが三十七年度に為替ベース四十七億ドルを達成するためには、約四十九億九千万ドルですから、五十億ドル。三十六年度の実績は、実は政府の当初予算よりもやや少ないというふうな見通しもあるようでありまして、三十七年度は、三十六年度に比較して通関ベースで七億ドルふやさなくちゃならぬですね。これは達成可能でしようか。やらなくちゃならないという気持ちだというなら別ですが、通産大臣、一体この通関ベースで七億ドル本年の実績にプラスするということは、どうお考えですか。

○佐藤國務大臣 四十七億ドルの輸出は可能かという御質問であります。数字的に申せば、総生産の割合等から見て、その一割にもならない四十七億ドルですから、それは普通なら可能だと言え。また昨年の輸出の実績に対しての伸び率が一四・六%、一五%近い。これが一体可能か。過去の経験等から見まして、非常な、一八%以上にも出たことがあると思ひます。そういうことを考えると、その率自身が非常に過大で、とても常識のある考えじゃない、こういうような数字とは思ひませぬ。しかしこれを現実するのには、い

ろいろな条件がございまして、今板川さんはなかなか容易じゃないだらう、こういうお話でしたが、私をして

言わしむれば、なかなか、なかなか容易じゃない、こういうふうに実は思ひます。ただ問題は、これは容易でないというところは、できないことなんだから、非常な希望を持った方向でこの難関を突破する、それだけの協力を得るかどうかということだと思ひます。だから経済全般についてもそうだが、非常に危険があるというこの声だけ大であります、どうも健全性を失うような、萎縮するといふか、縮こまつてしまふ。また非常に楽だといふような考え方をしますと、非常に放漫に流れる、こういうことに実はなるわけでありまして、私どもとすれば、樂觀をしておらない、非常に困難なものであると考えているが、それだけにまた非常な意気込みを持って努力をするというところであります。その努力の何を

一体考えるのか。申すまでもなく、内需との調整の問題もありまして、あるいは産業自体の体質を改善して、国際競争力に打ち勝つということもありまして、また同時に国内においても物価がやはり安定する、健全な状態であることが望ましいわけでありまして、そういうような基礎的な条件ができて、それに対してのさらに経済外交を推進するとか、あるいは新市場の開拓をするとか、こういう方向へ手が伸ばされる、あるいは輸出金融で特別な処置をする、あるいは輸出銀行の資金をふやすとか、あるいは経済開発基金をふやすとか、あるいは保険制度の充実をはかるとか、それぞれ具体的な対策を立てていき、そうして協力を得れば、必ずしも困難だと言つて投げ出すような筋のものではない、かように私は考えております。

○板川委員 過去の輸出の実績を見てみますと、通関ベースで議論してみたいと思ひますが、昭和三十三年から三十三年はほとんどです。これは三十三

年が一年間足踏みをしましたから伸びなかったのですが、昭和三十四年が、この間に七億ドル実は伸びてい

ないか。金を持っていけないところと商売しないといふのはいけない。そういう意味からいへば、問題は決済の手段が大きな隘路になっているのだと思ひます。昨年、前の国会で輸出入取引法が改正されて、二国間貿易協定を結んだ場合には、割高な物資を買つてあつても、それと今度は輸出の場合に輸入の赤字と輸出の黒字とをプールして、それで金のないところ、条件の悪いところと貿易を拡大しようといふことで、輸出入取引法を改正したんです。この条項がその後どういふふう

う伸びるべきであつた。しかし、その伸びなかったのを二年分一緒に上がつたという形が三十四年の実績だと思ひます。しかし、今年は昨年よりもさらに輸出は伸びており、この伸びた実績の上に七億ドルといふことは、私はなかなか容易じゃないだらうと思ひます。なぜそういうことを主張したいかといふと、輸出振興に対して大臣のこれという新しい何かばく然と手を打つておつて、何か七億ドルを達成することができるようにお考えではないかとい

うような感じがしておられます。通産大臣が所信表明の中で輸出振興を第二番目に取り上げておられますが、新しい市場を開拓するといふことについてあまり意欲を持っていないように見えるのです。これにはあまり触れておりませんから。特にたとえば東南アジアの新しい市場を開拓することが重要だと思

うのですが、東南アジアとの貿易を伸ばす場合には、とにかくもう全部ドルがない国です。この伸び悩みの原因は、ドルがないからだと思ひますが、問題は、やはり決済の方法にあるだらうと思ひます。ドルのない東南アジアあるいは後進国と貿易する場合には、やはりドルがないのですから、ないのに見合うような新しい貿易の方式といふものを考えなくちゃいけないのでは

ないか。金を持っていけないところと商売しないといふのはいけない。そういう意味からいへば、問題は決済の手段が大きな隘路になっているのだと思ひます。昨年、前の国会で輸出入取引法が改正されて、二国間貿易協定を結んだ場合には、割高な物資を買つてあつても、それと今度は輸出の場合に輸入の赤字と輸出の黒字とをプールして、それで金のないところ、条件の悪いところと貿易を拡大しようといふことで、輸出入取引法を改正したんです。この条項がその後どういふふう

ある程度の調整金をとりまして、輸入の先に回しておる。これは業者間の協定じゃなくて、数個の組合が連合してさようなことをやっておるわけでございます。ところが、イランにいたしましてイラクにいたしまして、その後そういうやり方に対する問題が実は多少提起されて参りました。たとえばイラクからデーツを買いますときに、輸出品から調整金をとっておるわけでございますが、イラク側から見ますと輸出品を高く売りつけるというふうにとられておりまして、従いましてさような点で向こうと交渉が必要になっておる。それからイランにつきましても、これは非常な片貿易でございます。いろいろな今までも努力しておるのでございますが、昨年の九月に向こうと交渉しました結果、交渉がうまくまとまりませんでした。現在向こうにいたしまして六品目を除きましてほとんど輸入禁止をしておるといふような情勢でございます。従いまして、あのせつかくできました業者協定を活用するよくな以前の問題が今ございますので、うまくいっておりません。ナイジェリアにつきましても片貿易でありますので、いろいろ苦心をしておるのでございます。いろいろ難点がございまして、まだその点は活用されておりましたが、いづれにいたしまして、後進国との貿易を伸ばすためには、わが方は一次産品を積極的に買わなければならぬ。その買入方法としてどういうふうにするか、この間の改正は一つの解決案でございますけれども、それにいたしましたもいろいろ問題がございまして、私も苦慮しておる状況でございます。

○板川委員 輸取法の問題を蒸し返すわけではないのですが、輸取法を改正しようという場合には、そうした割高物資の買付と輸出の利益とミックスして輸出を大いに伸ばすんだ、これと貿易連合の問題が大きな改正の柱であったのです。ところがそのせつかく改正したのはいけけれども、それが今言われるような実情によって少しも活用されないで伸びないというのは、どうもせつかく改正した趣旨が生きていないので、一つ大いにそれは生かしてもらいたい。あらゆる方法をもって生かして、一つ新しい市場を開拓してもらいたい、こう思うのです。

それから、輸出振興でもう一つは、通産大臣の所信表明の中に、実は中国貿易問題には一言も触れていないですね。池田さんが通産大臣のときには、とにかく中国に見本市を開催したいということがある。さつの中にもあったので、中国問題について私は前向きだと言っておった。今度の通産大臣のあいさつの中には、中国問題に何も触れておらない。それじゃ見本市は要らないのかと思つて予算の方を見ましたら、見本市の通産省の予算が組んであるのです。通産大臣として、中国貿易問題を将来どういふふうにかえておられるのか、伺いたい。

○佐藤國務大臣 ひとり中国大陸といわず、ソ連等とのいわゆる共産圏貿易ですが、私も政治と経済は明確に分離した立場で経済の交流が盛んになるように進んでおります。ただ、今までのところは、それぞれの国にそれぞれの事情がございまして、また、わが方から見ますと、共産国との貿易は、多くの場合片道といひますか、輸入超

過になっております。できるだけ貿易の均衡を得せしめたい、そうして貿易を拡大していく、こういう方向で進めていきたい、かように考えております。その態度は、今さらあらためて申し上げる要のないことではございます。で、所信表明に特にうたわなかつたというだけでございまして。別にその方針が変更されておるわけではございせん。

○板川委員 それでは、中国で一つ見本市をやろうという状況があれば、喜んで通産省としてはその参加の労をとる、予算にもありますからそういう方針だろうと思つたのですが、そういうような方向と確認していいですね。

○佐藤國務大臣 必要があればそういうことを考えても差しつかえありません。また、そういう事柄が計画されるような情勢に進むことが望ましいことだと私は思つております。また、当方からもそういう機会を通じて日本の品物を相手国にうんと買つていただくようにする、その大へん適当な宣伝の場じゃないか、かように考えます。

○板川委員 通産大臣に次にお伺いしたいのですが、御承知のように、米國で互恵通商協定法の改正、それから通商に関する大統領教書が発表されております。この方向は、ヨーロッパ共同市場と一つ大いに提携していこうというところに重点があると思う。また問題は、ヨーロッパ共同市場と、米國の生産が八〇%を占めていく方向をやる、こういうようなことも内容として含まれておりますが、こうした米國の新しい互恵通商協定法の改正と今後の米國の動きが日本の貿易に今

後どういふような影響をもたらすだろうか。きょうの新聞には、日計が赤でも歳計余りありとか、こんなことを言つて、当面は必ずしもよくはない、しかし長い目で見ればいいだろう、何かこういうような方針のようでありまして、一体通産大臣として、この米國の今後の通商に関する動向というものがわが國の貿易にどういふ影響があるだろうか、その点を一つ承りたい。

○佐藤國務大臣 互恵通商法を改定して貿易拡大法というか、そういう方向へ持っていく、これは最近各國がとっておりまして貿易拡大、通商拡大というものその基本態度であり、これは別に変わつてゐると思ひません。同時にこれはまた自由貿易というか、その方向で拡大していくというのであります。ただ問題は、一億七千万の、また経済的にも非常に恵まれたEECというか、欧州共同体との間に、関税等について引き下げの方向で今後交渉をしていく、この点が具体的には影響を持つことだろうと思ひます。前段の方では貿易を拡大するという立場をとつておる限り、私もその貿易拡大につけ込むというか、参加するということ、翼をにない得る余地があるんじゃないか。これは申すまでもなく各國の経済活動にも限度がある、その限度を越してまでそれらの住民の生活を向上させるという場合に、私も、やはり貿易を拡大していくその余地はあるものだと思ふ。問題はただいまの関税の問題であります。特殊な物についてはその関税をなくするといふような処置をとられる、最惠国条項との関係でそういうものがこちらに均霑する、これは自由

化の建前からいふと望ましいことだと思ひますが、わが方の産業が國際競争力を十分持つておればこれは問題ございません。ところが、もし國際競争力の薄いのが、おれの方は関税を安くしたのでから日本も安くしろといふことを言われたときに、具体的な問題に当面するだろう。そういう場合にはおそらく米國の物も安くするが日本の物もこういうものは安くしてくれ、そういう外交交渉を持つたらう、こういうふうにかへるべきだと思ひます。ただいまのところ、重機械というか、そういうようなものについては、当方では關稅障壁など設けておりますから、いわゆる國際競争力のないものだ、こういうことが言えるわけでありまして、そういうものに対しては、平等の立場に置くとりの問題があるんだらうといふふうに思ひます。従つて私は、今一部で言つておるようには、これは大して心配する筋のものではない、むしろこういう機会にわが方がそれに加入する、進出するその場を見つめるべきじゃないかと思ふ。

それからもう一つは、どこの國でもですが、いわゆる自由貿易を標榜し、そうして貿易の拡大を表面に押し出しておられますけれども、自國の産業を忘れた通商政策といふものはないのでございまして、その自國産業を念頭に置いたときに、いわゆる保護貿易の政策が打ち出されてくる、この点を忘れてはならないのです。だからアメリカのただいまの賦課金問題にいたしまして、あるいはその他の数量制限等の問題にいたしまして、アメリカは一面に自由貿易の立場で貿易を拡大すると

言いながらも、自国産業保護のもとでやっておるわけなんです。日本も今後貿易を拡大していく場合に、やはり自国産業を強化しつつ、そういう方向へ進んでいくことになるわけであります。その場合に、競争というか、双方がぶつかる問題がでてくる、そのぶつかりに敗者にならないように、そのためのいわゆる産業自体の新しい構造と申しますかあるいは体質改善と申しますか、そういう方向を努力するといふことが必要なのでございます。

○板川委員 米国の新しい通商政策として新聞等は一般に警戒をみせて、必ずしも日本に有利じゃない。これがまあ大勢を占めているようなのです。特に八〇〇の条項が適用された場合に、日本の自動車関係なんかはとて太刀打ちできない、こういうような心配をしておるというのです。

しかし、これは今大臣が言われたように、自国の産業をつぶしては商売は成り立たぬわけですから、その時に応じた一つの保護政策もとられるだろうと思ふのです。ただ、この貿易自由化が十月から九〇〇になる。今までは比較的自由化しやすいものが先におおされてきておったわけで、なかなか容易じゃないというむずかしいやつが残っておるのです。それが自動車でありあるいは重電機等の機械であらう、こう思ふのですが、こういったものが新しい米国の通商政策によって大きな障害を受けるのじゃないか、こういうような心配をされているわけなんです。しかし、これは一つわれわれも検討して、もう少し先を見てみたいと思ふのです。それからもう一つお伺いしたいのですが、これは最近の新聞によりま

すと、国連の下部機構であるエカフェの三人委員会ですか、ここからアジア共同市場について一つ日本の意向を伺いたいということがきて、閣議では前向きで考えて慎重に考慮する——まあその二つ、前向きと慎重というのが新聞の見出しのようであります。私は、原則として日本の貿易というのは、将来アジア貿易の方へももっとと力を入れるべきだといふ考えを持っておるのですけれども、これに対して前向きと慎重——どうも池田内閣の前向きというのは、自分一人の前向きで、さっぱり前へ向いて歩こうとしない点があるのです。あれに対する閣議の決定というものはどういふ方向を打ち出そうとしておるのでしょうか。

○佐藤内閣大臣 これは企画庁長官が答えるのがいいのか、通産大臣がいいのか、どうもあるいは外務大臣が一番いいのかとも思いますが、だれがいいかは別として、ついせんだって関係閣僚の懇談会を持ったばかりであります。そのときの模様を申し上げて、今の前向き、慎重のいわれをお話してみたいと思ふのです。

第一回の懇談会を持ちましたが、この第一回の懇談会は、各省大臣の各省の意見のまずヒヤリングでございまして、従いまして、全部が同様の意見を開陳したわけではない。そこに慎重にこれから各省の意見をまとめる必要のあること、これでおわかりだと思ふいます。それから同時に、これはなぜそういうふうに進むのかと申しますと、エカフェ加入の十八カ国ですか、この十八カ国の国情というものは、それぞれみな違つております。政治的にも違ひ、経済的には特に変化の多い地

域でございまして。それで比較的先進国の仲間入りのできる国といえはまず日本という立場でございまして、日本が入らないその種の会合というものはまず考えられない。しかし三人委員会というものが、それならば十八カ国の意見をよほどよく代表して取りまとめたものかどうかと申しますと、いわゆる三人委員会は三人委員会でございます。いわゆる十八カ国の意向なども十分明確に出ておるわけでもございせん。そういうことを考えますと、やはりここにもう一つ慎重であることが必要であるといふことであります。それから同時にまた、こういうものはなるべくできた方が望ましいじゃないか、こういう意向もある。日本が率先して音頭をとることならこれはいろいろ誤解を受けることもあるかしないが、この三人委員会においてそういう話が出、そうしてエカフェの事務局が起草するその立場なら、日本としてもこれは前向きで考慮に値することじゃないか、こういうのでございまして、第一回の懇談会を持って、直ちに結論を出したわけでもないから、新聞に報道されておるごとく慎重に扱う、同時に前向きでこの問題と取り組んでいく、今後さらに二回、三回と会合を重ねていく、こういうことでございまして。

○板川委員 将来の構想ですから、ヨーロッパの共同市場でも十年の準備の時期があったのです。同じような経済の力を持つてゐる国、条件が整つてゐる国でも、それだけの時間があったのです。アジアの場合にはなかなか経済の関係が同一でないから、むずかしいものがあると思ふいます。しかしそれはヨーロッパ共同市場と同じような

ものを作ろうとするからむずかしいのであつて、そういうアジアの情勢に應じた共同市場といふんです。経済協力圏といふまいやうか、そういうものは、私は国家百年の大計からいって、当然前向きから一歩前進していく方向に進むべきだ。また池田内閣の方針として、ヨーロッパとも西欧とも協調するが、アジアの一員であることを確認するといふこともあるのです。その場合に、日本が除かれたアジア共同市場、なんというのの意味がないわけですから、慎重に検討されるのはけっこうであります。前向きから前進をされることを要望しておきます。

それから通産大臣の何点かについて施策があります。第一に中小企業の振興といふことを取り上げておりまして、中小企業の振興を第一に持つてきたんだから、これは一つ中小企業基本法でもされるのだらうと思つたのですが、中小企業基本法の提案については触れておりません。中小企業基本法を最近政府としてこの国会に提案する意思はありませんか。

○佐藤内閣大臣 まだ通産省としては成案を得ておりません。しかし、与党ではすでに成果を得られたやに伺つておりますし、今後十分に相談し検討して参りたい、かように考えております。

○板川委員 農業基本法のときに、大内兵衛先生が、あの農業基本法が比較的短時間でできたのは、農業関係の統計が非常に整備しておつたからだ、農業関係の統計というものは末端にも統計事務所があつて、なかなか実態をよく把握してゐる、これが農業基本法を作るのに非常に役立った、こういう感想を漏らしておつたと思うので

す。それに比較すると、中小企業の場合、中小企業の実態をとれた統計というのが非常に不足のよう思う。われわれが作ろうと思つても、まことに材料がなかなか手近にない。これはやはり中小企業庁の不備だと思ふので、中小企業庁におけるそうした実態を把握する統計、こういったものを一つ強化していくべきじゃないかと思うのですが、いかがですか。

○佐藤内閣大臣 とにかく実態を十分把握することが必要だと思ひます。今、中小企業庁がそういう実態を持たない。こういう御指摘でございまして、しかし、中小企業基本法は、もうすでに社会党さんの案も出ておりますし、近く与党の案も出るということでございまして。ただいま法案自身が進みつつあり、そうして実態論といういかにも慎重論では、ちよつと情勢に合わないやうな気がする。そこに同時に私どもの不安があるわけでございまして。だから今の法案が、社会党の御提案になります中小企業、それもおそらく政策に基づいてお進めになっておると思ひますが、今御指摘になるように、資料は十分、その際に法律案をどんどん進めることが政府としてどうだらうか、もつと実態をつかみたい、そういう意味で私の方は実は慎重にいたしておるのです。しかしながら要望が非常に強い。いつになったらその準備ができるんだという強い要望もございまして、そういう意味から申せば、各党の案等も出そろつてゐる際に、政府自身が拱手してゐる手はないであらう、こういう意味で積極的に各党の案と取り組んでみる、こういう気持で実はおります。

○板川委員 中小企業の統計部門を強

化してくれ、こういう要望ですから、一つ考慮してもらいたいと思います。時間がなから、あと一、三点お伺いしますが、重点の第三として自由化対策の強化と拡充という項で、エネルギー

は、最近加えられた社会性を見るばかりではなくて、エネルギーの安全、保障、安全供給、こういう面から石炭問題も評価すべきではないか、こう考えております。いかがでしょうか。

○佐藤国務大臣 板川君の御意見に私も賛成でございます。

でも外国に劣らない。ひとり繊維製品ばかりじゃありません。ことに時計なども非常に評判がよろしい。あるいは写真機ももちろんであります。これは身の回りのものについて申すのであります。これ以外に、たとえば機械の部門で、よもや紡績機械を外国から買われ

なかとれない。それはどうも日本商品がいいといっても、いいからといって人の――売り方に問題があるんですね。人が店を開いている軒先へ行っておれの方が安心だ、こういう形になるからいけない、新しい市場を開拓しようという点に欠けておって、人が魚

ちやいけない。ノルウェーは三二%高くても買え、こういう法律である程度規制する。日本は長い間の習慣で舶来品は優秀だという頭があります。ですからそういう頭を切りかえさせるためには、たとえ時限法でもいいから、そういうある程度差があつても国

たいと思うのですが、ただ私に、大きな考えとして、石炭をどうも従来は経済ベースのみで見てきた、まあそれはそれでいい。最近になってこれは社会問題として政府も大きく取り上げて取り組んだ。しかし私は、石炭問題は、もう一つ日本の産業のエネルギー

力のもとに国産品愛用運動を広く展開する等の施策を講じ、もって貿易の自由化の円滑な実施を期したいと存じます。」「こう言っております。これは多分この前にも同様な趣旨のことがうたわれてありました。国産品愛用運動は効果がありますか、どの程度に効果が

るような事業家はない。つまり、日本の紡績機械はほとんど外国へ行っている。そうすれば、紡績機械国内で言わなくても使用される。同様なことが工作機械その他にも言えるわけであります。ほとんど国産でできておる。だから、これはいわゆる身の回りのもの、あるいは化粧品あるいはインスタ

うというようなことでやるから問題を起こすんですね。だから、これは市場開拓という、自分でいいものを売りたいから自分で新しい市場を開拓するということが私は大切だ、こう思うのです。

この国産品愛用運動ですが、確かに時計や何かは日本のものは優秀であ

産品を政府機関では買わなくちやいけ
 ないという規制をされたらどうだろう
 か。そうすると、ずっと頭が切りかわっ
 てくるのじゃないか、こう思うのです。
 官公需に対する国産品優先主義という
 のですか、こういうような法律を、この
 運動をもっと強固にするために、やる気
 持はございませんか。特に総評でも大

しくないかも知れませんが、最近の総合エネルギーという観点から見ると、石油がどんどん伸びてきている。しかもその石油の大半、九割何分が輸入による。その輸入による石油の大半は、欧米のいわゆる国際石油資本が掌握しておる、こういう形になっておる。万一、そういう輸入エネルギーの供給が

○佐藤国務大臣　商工会議所を中心にして、今回国産品普及推進本部、そういうものを作って、政府が、わずかではございますが、その補助金も出すようになつております。従いまして、今後の運動の展開に待たなければならぬと思ひますが、これは相当効果を上げ得る素地もある、実まかようこ考えてお

でなくて、産業全部門にわたつてもう少し日本品の優秀性、これを国民自身が自負あるいは自覚してしかるべきものだ、こういうことが必要だ。そのために同時に国産品の規格等も周知徹底するような方法が必要だと考えます。

あるいはお互いが消費者協会等と提携して粗悪品等を駆逐するとか、こう

が優秀のつもりになっておる。ドイツ人なんかは絶対に自分のところの品質に自信を持っておるから、自分の国のものが一割やそこら高くても、これは物がいいんだから自分のところのものを買う。こういうような習慣があるそうである。ところが日本は、たとえば

い。一、国産品愛用運動をやる。これは、
言っておるのですから、いつも政府と
しては目のかたきにしておるようです
が、その総評が国産品愛用運動をやる
というのですから、これこそ官民一体
となるやる気持はございませんか。

○佐藤國務大臣　これは法律を作るこ
とは技術的のどうかと思いますが、政

停滞でもした場合には、これは大へんなことになる。日本の産業が半分になるということになってしまおうと思うのです。その場合には、どこの国でも石油の二カ月間、三カ月間の貯蔵義務なんか持たしておるけれども、日本で石油業者に貯蔵義務を持たせるといふことは適当でないかもしれません。しか

ります」と申しますのは、先ほど来四十七億ドルの輸出は可能か、四十八億ドルの輸入はそれを押えることができるかというようなお話がございましたが、現に国産品はほとんど外国へ行っておるのです。そして、外国においては日本の商品に市場を攪乱されるといって、いろいろな条件、障壁まで設けて

いうような運動も望しまいんじゃないか、かように思います。
 だから、国産品愛用の普及運動を展開して、どれだけの効果があったか、これは数字的に出すことはなかなかむずかしいかと思いますが、その余地が多分にあるということ、ここに運動の目標があることを御了承いただき

品の方がよくても、外国の品の方がいいように思つておるから、そこに國産品愛用運動の必要があらうと思うのですが、この「官民協力のもとに」、こう書いただけでは大して実効はないだらう。具体的に言いますと、國産品を優先的に使え、こういう法律で規制している国があります。調査して下さい。

ずからきめ得ることだし、またこれをきめたからといって、外国からどこからも文句を言われることじゃございません。そういう意味で普及推進という場合に第一にその点は考える。今さら官庁が範を示すという筋じゃございませんけれども、やれるところからまずやる、こういうことで進めておるわな

し石炭がある程度たとえば五千五百万トン・ベースは保証する、これ以下には下げない、こういう政府の長期の方針、こういったものが、石油の何カ月間の貯蔵というエネルギーの安全保障という効果を持つておるだろう、こう思うのです。ですから、石炭政策

おるのです。このことをどうも根本に忘れてるんじゃないかと思う。そのことがちゃんと頭にあれば、日本の時計はりっぱな時計だ、日本のカメラはりっぱなものだ、トランジスタなら外国で買う必要はない。最近はあるいは電気洗たく機にしても、冷蔵庫にし

たいと存じます。

○板川委員 前段の輸出の問題ですが、その前に、関連しちゃうから戻りますが、日本が非常に輸出をしておって、輸出先で混乱があります。いろいろ排斥運動なんかも起きている、あるいはガットの三十五条等の援用がなか

い。それは一般じゃないか。ガットの
關係がありますから、そういうことは
全部に法律で規制するわけにいきませ
んが、政府機關では、性能が同じ程度
であれば、アメリカの州では六%まで
は國産品を買わなくちゃいけない。ペ
ルギーは一〇%まで高くても買わなく

であります。すでにこの点は、自動車などにおいて官庁は国産自動車を使うということを含めておりますから、そういうことではつきりいたしております。——ちよつと速記を……。

○早稻田委員長　ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○早稲田委員長 速記を始めて下さい。

○板川委員 時間も大へんおそくなり
ましたから、一応これで打ち切ります
が、一つ国産品愛用については法的規
制を考えて下さい。もしだめならば、こ
われわれ議員立法として考えたい、こ
う思っております。

○早稲田委員長 本日はこの程度にと
どめ、次会は来たる十三日、火曜日、
午前十時に理事会、十時三十分より委
員会を開会することとし、これにて散
会いたします。

午後一時十八分散会

第一類第九号

商工委員会議録第六号

昭和三十七年一月九日

昭和三十七年二月十三日印刷

昭和三十七年二月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局